

償却資産(固定資産税)申告の手引

日頃は、本市税務行政に対し、格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定に基づいて毎年1月1日現在の資産状況を資産所在地の市町村長へ申告しなければならないことになっています。

つきましては、この手引を参照し、申告書を作成の上、期限内に必ずご提出くださるようお願いします。（※申告書等は、市ホームページからダウンロード可能です。）

申告期限 申告年の1月31日

（申告期限が土曜日、日曜日の場合は、翌月曜日になります。）

- ※ 廃業、解散、休業、転出等、あるいは償却資産を所有されていない方は、その旨を申告書の備考欄に記入して、ご提出ください。
- ※ 受付後の申告書（控用）の返送を希望される場合は、切手を貼った返送用封筒を同封してください。
(返送用封筒及び切手の貼付がない場合は、返送いたしません。)
- ※ 申告書類は、そのまま電算入力をしますので、なるべく同封のものを使用してください。市販ソフト等で作成した申告書等で提出される場合は、和泉市から送付した申告書を添付してください。

目 次

1. 償却資産について P. 1
2. 償却資産の申告について P. 2
3. 評価額等の算出について P. 4
4. わがまち特例について P. 4
5. 申告内容の確認調査について P. 4
6. 過年度の遡及等について P. 5
7. 減価残存率表 P. 5
8. 償却資産申告書等の記入例 P. 6~8

提出先・お問い合わせ先

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 総務部 税務室 資産税担当

電話 0725-99-8107 (直通)

電話 0725-41-1551 (代表)

内線 1152~1158

FAX 0725-45-9352

和 泉 市

1. 償却資産について

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産種類		具体例
第一種 構築物	構築物	駐車場の舗装、看板（広告塔等）、門、塀、緑化施設等の外構工事、庭園等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 <u>※「(3)建築設備における家屋と償却資産の区分について」をご参考ください。</u>
第二種 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備等
第三種 船舶		釣船、漁船、ボート等
第四種 航空機		飛行機、ヘリコプター等
第五種 車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号「0」「00～09」「000～099」「9」「90～99」「900～999」の車両）等
第六種 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、応接セット、ルームエアコン、レジスター、自動販売機等

(3) 建築設備における家屋と償却資産の区分について

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備が取り付けられていますが、固定資産税における取扱いでは、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

〈家屋と償却資産の区分〉※下の表は主な設備等の一例で、必ずしもこの例示によらない場合があります。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具	屋内設備一式
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電話設備	電話機、交換機等の機器	配管・配線、端子盤等
放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	配管・配線等
監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ	配管・配線等
ガス設備、給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
消防装置	消火器、避難器具、ホース及びノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用	左記以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベア・垂直搬送機	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備	サービス設備以外の設備
受変電設備、LAN 設備 中央監視制御装置	設備一式	
予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	
電力引込設備	引込工事	
駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート等	
外構工事	外構工事一式（門・塀・緑化施設等）	

(注) 家屋と設備等の所有者が異なる場合、建物の賃借人（テナント）等が取りつけた内装・造作及び建築設備等の事業用資産は、建物の賃借人（テナント）等が償却資産として申告してください。（和泉市税条例第24条第6項）

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

申告年の1月1日現在、和泉市内において、償却資産を所有している方です。

また、次の方も申告が必要です。

- (ア) 他人の事業のために償却資産を貸し付けている方
- (イ) 内装・造作及び建築設備等の事業用資産を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- (ウ) 償却資産の所有者がわからない場合は、現に使用されている方
- (エ) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

※ 廃業、解散、休業、転出等、あるいは償却資産を所有されていない方は、その旨を申告書の19.備考欄に記入して、申告してください。

(2) 申告の対象となる資産

- (ア) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- (イ) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (ウ) 遊休又は未稼働資産
- (エ) 改良費（資本的支出として資産に計上したものは、本体部分とは別に新たな資産の取得として申告の対象になります。）
- (オ) 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- (カ) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

(3) 申告の対象とならない資産

- (ア) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきもの
- (イ) 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権、実用新案権等）

- (ウ) 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- (エ) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- (オ) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入又は必要経費としているもの）
- (カ) 取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

(4) 申告期限

申告年の1月31日（申告期限が土曜日・日曜日の場合は、翌月曜日になります。）

(5) 送付書類

- (ア) 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」
- (イ) 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」…前年度資産一覧表
- (ウ) 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」…白紙のもの

※（ア）、（イ）は、提出用と控用それぞれ1部同封しておりますので、提出用のみを提出してください。ただし、前年度に電算申告された方又は初めて申告される方は（イ）の用紙はありません。

(6) 提出書類

受付後の申告書（控用）の返送を希望される場合は、切手を貼った返送用封筒を同封してください。申告書類は、なるべく同封のものを使用してください。市販ソフト等で作成した申告書等で提出される場合は、和泉市から送付した申告書を添付してください。

区分	提出書類	申告していただく資産等
初めて申告される方	1. 傷却資産申告書 2. 種類別明細書	申告年1月1日現在に所有されている償却資産の全部を記載してください。 電算処理方式※により申告される場合は、評価額、課税標準額まで記載してください。
償却資産を所有されていない方	1. 傷却資産申告書	償却資産申告書「19. 備考欄（添付書類等）」の欄に「該当資産なし」と記載してください。
償却資産の増加・減少のない方 (一般方式※)	1. 傷却資産申告書	償却資産申告書の「18. 資産の増減欄」の「増減無」に○をつけてください。
償却資産の増加・減少のある方 (一般方式※)	1. 傷却資産申告書 2. 種類別明細書	申告の前年中（申告の前年1月2日から申告年1月1日）に増加及び減少した資産を加除修正して、申告してください。
廃業又は 資産を市外へ移転された方	1. 傷却資産申告書 (2. 種類別明細書)	償却資産申告書「19. 備考欄（添付書類等）」の欄にその旨（「令和元年7月廃業」等）と記載してください。
前年以前に電算処理方式※により 申告された方	1. 傷却資産申告書 2. 種類別明細書	申告年1月1日現在に所有されている償却資産の全部を記載してください。種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額を記載してください。 ※資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産の種類別明細書を添付してください。

※一般方式：前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額の計算等は市で行います。

※電算処理方式：賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額を計算した上で申告していただく方式です。

3. 評価額等の算出について

(1) 評価額の算出方法

資産一品ごとに取得価額、取得時期、耐用年数に基づき、賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

(ア) 前年中に取得した資産

取得価額 × 減価残存率（減価残存率表の前年中取得のもの欄を参照）

(イ) 前年前に取得した資産

前年度評価額 × 減価残存率（減価残存率表の前年前取得のもの欄を参照）

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

(2) 税額について

各資産の課税標準額の合計（1,000円未満切捨）×税率（1.4%）=税額（100円未満切捨）

※全ての償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

※課税標準の特例（「4. 課税標準額の特例について」参照）の適用を受ける資産がある場合の課税標準額は、該当資産の評価額に特例割合を乗じた額となります。

4. わがまち特例について

和泉市では、地方税法の定める範囲内で自治体が自主的に判断し、特例割合を条例で定めることができます「わがまち特例」（地域決定型地方税制特例措置）を導入しております。下記の資産に特例が適用されており、それぞれ対象となる資産の課税標準額が減額されます。対象となる資産、取得時期、特例割合、申告に必要な書類等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

- (1) 市内の中小企業者に係る先端設備等
- (2) 再生可能エネルギー発電施設
- (3) 家庭的保育事業等の用に供する資産
- (4) 汚水又は廃液処理施設
- (5) 下水道除害施設

5. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、申告内容を確認するため、減価償却明細書、固定資産台帳などの写しの提出を求めることがあります（地方税法第353条及び408条）。また、固定資産の状況を確認するため、実地調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。また、所得税又は法人税に関する申告書類について閲覧を行うことがあります。ご理解のほど、お願いいたします（地方税法第354条の2）。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。正当な理由なく申告されなかった場合は、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合は、罰金を科されることがあります。

・地方税法 抜粋

※条文一部省略

(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)

第三百五十三条 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類 … (※) … の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

(固定資産の申告)

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者 … (※) … は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

6. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5 第5項の規定により、5年度分）遡及することとなります。

7. 減価残存率表

耐用年数	減価残存率										
	前年中取得	前年前取得									
-			26	0.957	0.915	51	0.978	0.956	76	0.985	0.970
2	0.658	0.316	27	0.959	0.918	52	0.978	0.957	77	0.985	0.970
3	0.732	0.464	28	0.960	0.921	53	0.978	0.957	78	0.985	0.971
4	0.781	0.562	29	0.962	0.924	54	0.979	0.958	79	0.985	0.971
5	0.815	0.631	30	0.963	0.926	55	0.979	0.959	80	0.986	0.972
6	0.840	0.681	31	0.964	0.928	56	0.980	0.960	81	0.986	0.972
7	0.860	0.720	32	0.965	0.931	57	0.980	0.960	82	0.986	0.973
8	0.875	0.750	33	0.966	0.933	58	0.980	0.961	83	0.986	0.973
9	0.887	0.774	34	0.967	0.934	59	0.981	0.962	84	0.986	0.974
10	0.897	0.794	35	0.968	0.936	60	0.981	0.962	85	0.987	0.974
11	0.905	0.811	36	0.969	0.938	61	0.981	0.963	86	0.987	0.974
12	0.912	0.825	37	0.970	0.940	62	0.982	0.964	87	0.987	0.974
13	0.919	0.838	38	0.970	0.941	63	0.982	0.964	88	0.987	0.974
14	0.924	0.848	39	0.971	0.943	64	0.982	0.965	89	0.987	0.974
15	0.929	0.858	40	0.972	0.944	65	0.982	0.965	90	0.987	0.975
16	0.933	0.866	41	0.972	0.945	66	0.983	0.966	91	0.987	0.975
17	0.936	0.873	42	0.973	0.947	67	0.983	0.966	92	0.987	0.975
18	0.940	0.880	43	0.974	0.948	68	0.983	0.967	93	0.987	0.975
19	0.943	0.886	44	0.974	0.949	69	0.983	0.967	94	0.988	0.976
20	0.945	0.891	45	0.975	0.950	70	0.984	0.968	95	0.988	0.976
21	0.948	0.896	46	0.975	0.951	71	0.984	0.968	96	0.988	0.976
22	0.950	0.901	47	0.976	0.952	72	0.984	0.968	97	0.988	0.977
23	0.952	0.905	48	0.976	0.953	73	0.984	0.969	98	0.988	0.977
24	0.954	0.908	49	0.977	0.954	74	0.984	0.969	99	0.988	0.977
25	0.956	0.912	50	0.977	0.955	75	0.985	0.970	100	0.988	0.977

(注)「前年中取得」の欄は、半年分の減価残存率、「前年前取得」の欄は、1年分の減価残存率である。

8. 償却資産申告書等の記入例

(1) 償却資産申告書の書き方

※印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

1 住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を正確に記入
し、印字がな付してください。
また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称・階数及び部屋番号を記入してください。

この申告について対応される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。なお、(7)税理士等の氏名(又は法人にあっては、資金又は出資金等の金額を記入してください)。

ミシン製造業、自動車販売業等の法人にあっては、資金又は出資金等の金額を記入してください。

名前を記載してください。

個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合には当該法人の設立年月を記入してください。

電話番号を記入してください。

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

電話番号を記入してください。

各項目の有無等について該当する方を○で囲んでください。

4

事業の種目を具体的に記入してください。(例えばミシン製造業、自動車販売業等)

所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等(以下「番号法」という。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する人番号をいう。)を右詰で記入してください。

5

個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合には当該法人の設立年月を記入してください。

6

電話番号を記入してください。

7

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

8

個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する人番号を記入してください。

9

事業の種目(管轄の金額)百万円)年月

10

非課税該当資産(定率法・定期法)

11

課税標準の特例(有・無)

12

特別償却又は圧縮記帳(有・無)

13

税務会計上の償却方法(定率法・定期法)

14

青色申告(有・無)

15

①
②
③

16

借用資産(有・無)

17

事業所家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

18

事業所内における事業所等資産の所在地(区町村内における事業所等資産の所在地)

19

以下のようない内容を記入してください。

ア. 当該資産がない場合

→当該資産なし

イ. 前年中に資産の増減がなかった場合

→増減なし

ウ. 事務所を開鎖、解散、休業等された場合

→開鎖年月日等

エ. 住所・氏名等に異動があった場合

→異動年月日等

オ. 合併があった場合

→合併年月日

カ. 合併法人・被合併法人等

→適用資産等がある場合

キ. その他この申告に必要な事項等

→添付書類の名稱等

※色塗り部分は記入する必要はありません。

ただし、電算申告される場合は、評価額、決定価格、課税標準額欄に記入が必要です。

(2) 種類別明細書(前年度の資産が記載されているもの) の書き方

※ 減少資産がある場合に記入してください。また、この用紙にかえて減少資産分の明細を記載した一覧を提出していただいた場合。
 ※ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。
 ※ 減少資産がある場合は摘要欄に減少理由及び除却等の年月を記入してください。

〔減少した資産がある場合
資産の名称等以下を消してください。〕

種類別明細書(増加資産・全資産用) (提出用)										所 有 者 名		枚 目	
資産の種類 行番号	資産コード 資産番号	資産の名稱等 資産の名稱等	数量 年 号	取 得 年 月 年 月	(イ) 取得価額	(ロ) 減価償却率 減価償却率	耐用年数	税 額	※ (ハ)※ 課税標準 の特別 税率	課税標準額	増 加 事 由	摘要	
										コード	ロード		
01 1	40300101	香板	1	4 25 4	2000000	10						1・2 R7.1売却	3・4
02 1	40300102	路面舗装	1	4 25 4	1,000,000	15						1・2 3・4	
03 6	40300104	事務机	4	4 25 4	400,000	15						1・2 3・4	
04 6	40300106	椅子	4	4 25 4	120,000	15						1・2 3・4	
05 6	40300107	パソコン	1	4 25 4	100,000	4						1・2 3・4	
06 6	40300109	コピー機	1	5 3 4	200,000	6						1・2 3・4	
07 6	40300110	プリンタ	1	5 3 4	50,000	5						1・2 3・4	
08												1・2 3・4	
09												1・2 3・4	
10												1・2 3・4	
11												1・2 3・4	
12												1・2 3・4	
13												1・2 3・4	
14												1・2 3・4	
15												1・2 3・4	
16												1・2 3・4	
17												1・2 3・4	

〔資産の一部が減少した場合は、余白に減少後の数量、
取得価額を記入してください。〕

ア. 該当資産の全部が減少した場合
 例) R7.1 売却

イ. 該当資産の一部が減少した場合
 例) R7.6 1台は○○市へ移動

ウ. その他変更理由等

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他いづれかに○印を付けてください。

(3) 種類別明細書(白紙)の書き方

※増加資産がある場合又は全資産申告される場合にお使いください。

〔申告年度を記入してください。〕

〔増加資産のみを記入する場合は増加資産を、全資産を記入する場合は全資産用を○で囲んでください。〕

〔資産の名称及び規格等を記入してください。〕

〔※ 所有者コード
合和 年度〕

〔種類別明細書(増加資産・全資産用)

(提出用)

資産番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得額	(A) 耐用年数	(B) 減価残存率	(C) 価額	※課税標準額の特別率	課税標準額	枚のうち 枚目
					年	月	年号							
01	6		パソコン	2	5	7	7	200,000	4			1・2 3・4	1・2 3・4	
02														
03														
04														
05														
06														
07														

〔該当する数字を記入してください。〕

1.構築物
2.機械及び装置
3.船舶
4.航空機
5.車両及び運搬具
6.工具、器具及び備品

〔減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。〕

〔該当する番号を○で囲んでください。〕

1.新品取得
2.中古品取得
3.移動による受入れ
4.その他

〔該当する番号を記入してください。〕

1.新規標準適用がある資産については、その旨と適用条件等を記入してください。

イ.他市から受け入れた資産についても、移動の年月を記入してください。

ウ.増加償却を行っている資産については、その旨記入してください。

エ.申告漏れがあつた資産については、その旨記入してください。

オ.その他、必要な事項等

※色塗り部分は記入する必要はありません。
ただし、電算申告される場合は、減価残存率、価額、課税標準額欄に記入が必要です。

◆ ◆ ◆ 市税の申告は電子申告で！ ◆ ◆ ◆

和泉市では、固定資産税（償却資産）・法人市民税・個人住民税（特別徴収）について、eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告の受付を行っております。是非、ご利用ください。

申告データ等の作成など具体的な操作方法については下記にお問い合わせください。

一般社団法人 地方税電子化協議会

- ・ホームページ： <http://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・電話番号： 0570-081459（左記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019）
- ・受付時間： 9:00～17:00
- ・受付日： 月～金曜日（土・日・祝祭日と年末年始12/29～1/3は休業）

※ エルタックスを利用する場合は、事前に準備手続きが必要です。

申告書のご提出の前に…

- 「1 住所」欄に納税通知書の送付先が記載されていますか？
- 「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄に連絡先の記入はされていますか？
- 「15 資産所在地」欄、「17 事業所用家屋の所有区分」欄は記載されていますか？
- （一般方式の場合、）種類別明細書の増加資産に耐用年数や取得年は記載されていますか？
- （電算処理方式の場合、）全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- （控えのご返送をご希望の場合、）切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？

〒594-8501

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所

税務室 資産税担当 行

郵送で申告書を提出の際に、
「宛名ラベル」として切り取って
封筒に貼付けて、御利用ください。